

海津市議会議長交際費支出基準に関する要綱

(目的)

第1条 この訓令は、海津市議会議長（以下「議長」という。）又はその代理者が海津市議会を代表して、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出することについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準を定めることにより、議会運営の円滑な執行を図ることを目的とする。

(支出先)

第2条 議長交際費の支出先となる個人又は団体は次に掲げるものとする。

- (1) 市の事務事業と直接かつ密接な関係があるもの
- (2) 市政の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) その他議長が特に必要と認めるもの

(支出項目)

第3条 議長交際費の支出項目は、支出の内容により、次の各号のとおりとする。

- (1) 祝金 祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 会費 会費等により開催される懇親会等の参加に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀又は法要における香典及び供物に係る経費
- (4) 見舞い 病氣見舞いに係る経費又は災害等に関する義援金等に係る経費
- (5) その他 前各号のほか議長が特に必要と認めた場合

(支出額等)

第4条 前条に規定する支出項目に対応する支出金額その他の経費（以下「支出金額等」という。）の基準は、別表第1のとおりとする。

2 弔慰に係る支出対象者及び支出金額等は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

支出項目	支出対象者等	支出金額等	その他
祝金	叙勲等祝賀会	1万円～2万円	
	大臣等就任祝賀会	2万円～3万円	
	その他各種団体記念式典等	5千円～1万円	

会費	会食を伴うもの	3千円～5千円	自治会総会、初寄りは1自治会1回までとする。
弔慰	別表第2のとおり		
見舞い	病気	5千円～1万円	概ね入院10日以上とする。
	災害	罹災の状況を考慮し議長が決定	
その他	議会、市に有益と認められもの	議長が決定	

別表第2（4条関係）

支出対象者	支出金額等
国会議員本人（選挙区内）	香典1万円・伽見舞3千円・生花1対
県議会議員本人（選挙区内）	香典1万円・伽見舞3千円・生花1対
県議会議員父母・配偶者・子・兄弟姉妹（同居に限る）	香典5千円・伽見舞3千円
市議会議員本人	香典1万円・伽見舞3千円・生花1対
市議会議員父母・配偶者・子・兄弟姉妹（同居に限る）	香典5千円・伽見舞3千円
元市議会議員本人	香典5千円
他市長及び議員本人（関係市町）	香典5千円
元町長本人（市内）	香典5千円

備考

この基準によることが適当でない事例については、議長及び副議長で協議し決定する。